

## 「経済論叢」投稿・執筆要領

2017年10月12日制定

2017年12月14日改正

2018年3月9日改正

2018年6月14日改正

2022年1月13日改正

京都大学経済学会委員会

(文書形態)

1. 本誌には、以下に掲げる6種類の「日本語による」文書を掲載することができる。これらの文書はオリジナルで、かつ、他に出版されていないものに限る。
  - 1) 論文
  - 2) 研究ノート
  - 3) 書評
  - 4) 調査・サーベイ
  - 5) 優秀卒業論文賞受賞論文, 優秀学生論文賞(樟若葉賞)特選受賞論文, 優秀修士論文賞受賞論文
  - 6) 優秀学生論文賞(樟若葉賞)受賞論文要旨
2. 本誌は、定期刊行の通常形態にもとづく「通常号」と、特別な企画のために出版される「特別号」からなる。なお、2016年3月31日をもって『調査と研究』は発刊を休止する。

(投稿資格者・企画資格者)

3. 通常号の「論文」[上記の文書形態1. 1)]は、本学会会員(正会員, 学生会員, 名誉会員, 賛助会員, 購読会員), および本学会評議員(京都大学大学院経済学研究科教員協議会構成員)の推薦がある非会員が投稿することができる。共著論文の場合は、責任著者となる投稿者が、本学会会員, もしくは本学会評議員の推薦がある非会員であれば投稿することができる。
4. 通常号の「研究ノート」, 「書評」, 「調査・サーベイ」[上記の文書形態1. 2), 1. 3), 1. 4)]は、本学会評議員, および本学会評議員の推薦がある者が投稿することができる。共著の場合は、責任著者となる投稿者が、本学会評議員, もしくは本学会評議員の推薦がある者であれば投稿することができる。
5. 優秀卒業論文賞を受賞した者は、指導教員の推薦の下、その受賞論文を投稿することができる[上記の文書形態1. 5)]。また、優秀学生論文賞(樟若葉賞)特選を受賞した者は、優秀学生論文賞応募時の指導教員の推薦の下、その特選受賞論文を投稿することができる[上記の文書形態1. 5)]。優秀修士論文賞を受賞した者は、指導教員の推薦の下、

その受賞論文を投稿することができる[上記の文書形態 1. 5) ]。

6. 優秀学生論文賞（樟若葉賞）を受賞した者（特選受賞者を除く）は、優秀学生論文賞応募時の推薦教員の推薦の下、その受賞論文の要旨を掲載することができる[上記の文書形態 1. 6) ]。また、優秀学生論文賞（樟若葉賞）特選受賞者のうち、受賞論文の投稿を希望しない者は、優秀学生論文賞応募時の推薦教員の推薦の下、その受賞論文の要旨を掲載することができる[上記の文書形態 1. 6) ]。
7. 通常号の「ミニ特集」は、本学会評議員が企画することができる。通常号のミニ特集への投稿者の選定は、本学会委員会の承認の下、企画者が行う。ミニ特集の企画に当たっては、3～4本の論文をもって『経済論叢』ミニ特集（通常号）企画提案書を本学会委員会へ提出する。
8. 「特別号」は、本学会評議員が企画することができる。ただし、特別号のうち本学会評議員の退職記念号は、本学会評議員、および本学会評議員の推薦がある者が企画することができる。特別号への投稿者の選定は、本学会委員会の承認の下、企画者が行う。特別号の企画に当たっては、5～10本の論文をもって『経済論叢』特別号企画提案書を本学会委員会へ提出する。企画者が本学会評議員ではない場合、本学会評議員の推薦書（様式自由）を添付すること。

（投稿料）

9. 本学会会員が投稿者となる場合は、投稿料を無料とする。本学会評議員の推薦がある非会員が投稿者となる場合は、投稿料 10,000 円を納める必要がある。ただし、特別号の依頼原稿、通常号のミニ特集の依頼原稿、優秀卒業論文賞受賞論文、優秀学生論文賞（樟若葉賞）特選受賞論文、および優秀修士論文賞受賞論文の投稿は投稿料を徴収しない。

（著作権等）

10. 本誌（通常号、特別号）に掲載された論文等の著作権は、京都大学経済学会に帰属する。したがって、他で当該論文等を使用する場合は、本学会の許諾が必要になる。
11. 本誌（通常号、特別号）に掲載された論文等の全文をデータベース化し、京都大学図書館機構が運営する京都大学学術情報リポジトリ KURENAI に公開する。ただし、本誌は発行後 3 年間の KURENAI での公開猶予期間を設ける。

（レフェリー審査）

12. 通常号の「研究ノート」、「書評」、「調査・サーベイ」、「優秀卒業論文賞受賞論文、優秀学生論文賞（樟若葉賞）特選受賞論文、優秀修士論文賞受賞論文」[上記の文書形態 1. 2), 1. 3), 1. 4), 1. 5) ] , 通常号のミニ特集の依頼原稿、特別号の依頼原稿は、レフェリー審査を行わない。
13. 本学会評議員および本学会名誉会員から、通常号の「論文」[上記の文書形態 1. 1) ]

としての投稿があった場合は、レフェリー審査を行わない。

14. 本学会評議員・名誉会員以外の者から、通常号の「論文」[上記の文書形態 1. 1)]としての投稿があった場合は、レフェリー審査を行う。

レフェリー審査は、下記の要領で実施する。なお、レフェリー審査を必要とする論文については、1人の投稿者が、原則として、同時に複数本数の投稿をすることはできない。ただし、審査が終了した時点で新たな投稿が可能である。

- 1) 本研究科の修士課程または博士後期課程に在籍する者の投稿論文は、下記 17 項の論文執筆明細の指導教員の欄に署名がある場合に、レフェリー1名で審査を行う。
- 2) 上記の 14. 1) に該当しないものは、レフェリーを2名とする。
- 3) レフェリー審査に基づき、本学会委員会が掲載の可否を次のように決定する。
  - (1) 掲載可
  - (2) 改訂の上、掲載可 (適切に改訂されない場合、再改訂を依頼する)
  - (3) 改訂の上、再審査
  - (4) 掲載不可
- 4) レフェリー審査を受けて掲載可となった論文については、掲載時に「査読付き論文」である旨を明記する。

15. 本学会評議員・名誉会員以外の者が、本学会評議員もしくは本学会名誉会員との共著論文を、責任著者として通常号の「論文」[上記の文書形態 1. 1)]へ投稿した場合の扱いは、原則として上記 14 項に従う。

(投稿時の必要書類)

16. A4 版横書き 1 ページ 35 字×30 行で作成した投稿原稿の電子ファイル一式を、電子メールの添付ファイルで、投稿原稿の責任著者が京都大学経済学会事務局へ送付する。
17. 投稿者である責任著者は、本学会ホームページにある論文執筆明細をダウンロードし、論文執筆明細の電子ファイルを投稿原稿の電子ファイル一式に添えて、京都大学経済学会事務局へ電子メールの添付ファイルで送付する。論文執筆明細には、日本語タイトルと氏名、英文タイトル、ローマ字表記氏名、所属機関 (論文投稿時点のもの)、連絡先住所、電話番号、Eメールアドレス、および、投稿者が学生の場合は指導教員署名を記入すること。また、投稿者が投稿後に住所等を変更したときは、その旨を本学会事務局に申し出、「投稿者情報変更届出書 (非会員)」もしくは「会員情報変更届出書」の電子ファイルを電子メールの添付ファイルで提出する。

(投稿原稿形式)

18. 原稿は横書きとし、完全原稿であること。
19. 投稿論文には冒頭に下記の事項を記入する。また、投稿論文以外の原稿についても記

入ることが望ましい。なお、これらは原稿の制限字数に含まない。

- 1) 日本語タイトル
  - 2) 日本語氏名
  - 3) 日本語要約 (400 字以内)
  - 4) 所属機関 (日本語)
  - 5) 連絡先住所/電話番号
  - 6) 指導教員名
  - 7) Title (英文タイトル)
  - 8) E-mail address (公開可能な電子メールアドレス)
20. 投稿原稿の制限字数は下記のようにする。
- 1) 論文: 24,000 字以内。特に、本学会委員会が認めた場合、34,000 字以内。
  - 2) 研究ノート: 12,000 字以内。特に、本学会委員会が認めた場合、34,000 字以内。
  - 3) 書評: 8,000 字以内。
  - 4) 調査・サーベイ: 34,000 字以内。
  - 5) 優秀卒業論文賞受賞論文, 優秀学生論文賞 (樟若葉賞) 特選受賞論文, 優秀修士論文賞受賞論文: 24,000 字以内。  
図版および表は 1 枚 400 字に換算する。
  - 6) 優秀学生論文賞 (樟若葉賞) 受賞論文要旨: 400 字以内。
21. 論文の執筆には原則として現代かなづかい, 常用漢字を用いる。
22. 本文中の章題番号はローマ数字 (ゴシック) I, II, III, VI, ……を使用し, 節題番号はアラビア数字 1, 2, 3, 4, ……を使用すること。
23. 継続論文の表示はアラビア数字 (1), (2), (3), ……を使用する。
24. 句点には「。」, 読点には「,」を使用する。
25. 論文中の数字については, 原則としてアラビア数字を使用する。  
例・2012 年, 第 19 巻, 等
26. 本文中の数の位は, 「万, 億, 兆」の漢字で表し, 「千」以下の漢字およびコンマは使用しない。(図表, 数式は除く)  
例・1 億 3000 万, 650 万人, 等
27. 数式は特に指示がない場合, 変数はイタリック体を使用する。
28. 外来語は, 必要以外はカタカナを使用する。  
例・独逸→ドイツ, 頁→ページ, 等
29. 表および図は本文とは別に作成し, その挿入箇所を原稿に指示する。
30. 表および図の見出しは, 第 1 表, 第 2 表, …… , 第 1 図, 第 2 図, …… , あるいは表 1, 表 2, …… , 図 1, 図 2, …… , として通し番号を付す。
31. 表および図に関する注と資料出所は, 表と図の下に記すこと。その際, 注を上段に, 資料出所は下段に明示する。

32. 注は脚注形式をとるので本文とは別に作成し、一論文にわたる通し番号とする。

33. 注番号には 1) , 2) , 3) , . . . . を使用し、右肩に指示する。

例・「資本論」<sup>2)</sup> では . . . .

「 . . . . 興味のあることである」<sup>3)</sup> といっている。

「 . . . . 認められている。」<sup>4)</sup>

. . . . 示されている<sup>5)</sup>。

34. 引用文献、参照文献の表記については原則として下記の方式を用いることとする。

1) 日本語文献

a. 単行書

著者『書名』（シリーズ名）出版社，出版年（原則として西暦），引用ページ。

例・浜田宏一『国際金融』（モダン・エコノミックス 15）岩波書店，1996 年，100-105 ページ。

b. 論文（講座，シリーズ，論文集等に収録されたもの）

執筆者「論文名」（編者『書名』，出版社，出版年），引用ページ。

例・中村泰治「本来の貨幣と未来の貨幣」（山口重克編『市場システムの理論－市場と非市場』御茶の水書房，1992 年），138 ページ。

c. 雑誌論文

執筆者「論文名」『雑誌名』巻号，年月，引用ページ。

例・本山美彦「米国の凋落と複数基軸通貨制度の可能性」『経済論叢』第 160 巻第 3 号，1997 年 9 月，5 ページ。

d. 新聞

『新聞名』年月日，朝夕刊。

例・『日本経済新聞』1998 年 4 月 20 日付，夕刊。

2) 外国文献

著者名は倒置して姓名の順にする。共著者の場合，2 人目以降は倒置しない。

書名，雑誌名，新聞名はイタリック体にする。ページは，ドイツ語，ロシア語を除いて p. を使用する。引用箇所が 2 ページ以上にわたるときは pp. を使用する。ドイツ語は S.（大文字）を使用し，引用ページが 2 ページ以上にわたっても SS. とはしない。ロシア語は cnh. を使用し，これも引用ページが複数になっても変わらない。

a. 単行書

著者，書名，版次，出版地，出版社，出版年，引用ページ。

例・Warren, C. S., J. M. Reeve, P. E. Fess, *Financial & Managerial Accounting*, 5th ed., Cincinnati, South-Western Pub. Co., 1997, pp. 80-89.

b. 邦訳のある単行書

著者，書名，版次，出版地，出版社，出版年，引用ページ。（訳者『書名』，出版社，出版年）。

例・Hodgson, G. M., *Economics and Institutions : A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Camb., Polity Press, 1988, pp. 9-11. (八木紀一郎他『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会, 1997年)

c. 論文（論文集に収録されたもの）

著者，“論文名” in 書名，ed. by 編者名，出版地，出版社，出版年，引用ページ。

例・Shepherd, W., “Monopoly and Antitrust Policies in Network-Based Markets such as Electricity” in *The Virtual Utility : Accounting, Technology & Competitive Aspects of the Emerging Industry*, ed. by Awerbuch, S., A. Preston, Boston, Kluwer Academic Pub., 1997.

d. 雑誌論文

執筆者，“論文名，” 雑誌名，巻，号，月年，引用ページ。

例・Kugler, Peter, “Neuere Entwicklungen der Konjunkturtheorie,” *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 82, Heft 1, Jan./Ma`rz 1998, S. 26-28.

e. 新聞

新聞名，日月年。

例・*Financial Times*, 21 April 1998.

35. 繰返しの引用，参照の表記については原則として下記の方式を用いることとする。

1) 日本語文献

a. すぐ前に引用文献がある場合

同上書（または同上論文，同上誌，同上紙），引用ページ。

例・同上論文，95 ページ。

b. 間に他の引用文献がある場合

姓，前掲書，引用ページ。

例・本山，前掲書，13 ページ。

2) 外国語文献

a. すぐ前に引用文献がある場合

*Ibid.*（同上書，同上論文の意），引用ページ。

例・13) Gilpin, R., *U. S. Power and the Multinational Corporation*, New York, Basic Book Inc., 1975, p. 220.

14) *Ibid.*, pp. 225-226.

b. 間に他の引用文献がある場合

姓，*op. cit.*（前掲書，前掲論文の意），引用ページ。

例・2) Viotti, P. R., M. V. Kauppi, *International Relations Theory*, 2nd ed., New York, Macmillan Pub. Co., 1993, pp. 5-7, 35-37, 59.

3), 4), 5) . . . .

30) Viotti and Kauppi, *op. cit.*, p. 537.

3) ドイツ語文献

a. すぐ前に引用文献がある場合

Ebenda (または ebd. で同上書, 同上論文の意), 引用ページ.

Ebenda はイタリック体にしない。

例・Ebenda, S. 55-62.

b. 間に他の引用文献がある場合

姓, a. a. O. (am angegebenen Ort の略で前掲書, 前掲論文の意), 引用ページ.

これもイタリック体にしない。

例・Bues, A., a. a. O., S. 10.

36. 引用文献, 参照文献を論文末に一括して表記する場合は, アルファベット順または 50 音順に配列して一連の番号を付し, 本文の中でその文献番号または引用文献の刊行年, および引用ページを [ ] 内に示す方法を使用しても良い。

例・拙稿 [1995a] [1995b] では, A. H. アバッティの『請求されない富』 [1924] における有効需要論を紹介した。 . . . . .

「 . . . . 増税し, 通貨を収縮した (Fisher [1932] p. 105)。

参考文献 (論文末尾)

Abatti, H. A. [1924] *The Unclaimed Wealth, How Money Stops Production*, London, George Allen & Unwin.

. . . . .

Fisher, I. [1932] *Booms and Depressions, Some First Principles*, London, George Allen & Unwin.

. . . . .

小島専孝 [1995a] 「ミンスキー, フィッシャー, ホートリー . . . 債務, 貨幣, 景気循環 . . .」 (青木達彦編『金融不安定性と脆弱姓 . . . バブルの金融ダイナミズム . . .』日本経済評論社)。

小島専孝 [1995b] 「アバッティの有効需要論 (1)・A. H. アバッティ: 無視されている『一般理論』の先駆者ー」『経済論叢』第 156 巻第 1 号。

37. この投稿・執筆要領の 21~36 項は原則であって, これに絶対従わなければならないものではないが, 同一原稿の中では統一された執筆様式が採用されなければならない。

(掲載稿の提出)

38. 本誌に掲載が確定した原稿は, その電子ファイル一式 (テキストファイル, または, マイクロソフト・ワードもしくは一太郎の文書ファイル, および, 必要に応じて図版などのファイル。TeX で作成した場合は, TeX コマンドなどを外したテキストのファ

イルと、組版結果を示す PDF と、図版データなどを含んだファイルを、**TeX** を使わない人が扱うことを念頭に置いて提出すること。) を電子メールの添付ファイルで京都大学経済学会事務局に送付しなければならない。

(校正・抜刷・雑誌)

39. 本誌に掲載が確定した原稿の校正は、著者校正を再校まで行う。校正では原稿の訂正、文章の加除は原則として認められない。
40. 校正はすみやかに行うこと。校正のやりとりは、当該原稿の投稿者である責任著者が行い、その他の共著者は、責任著者を通じて行う。
41. 本誌に掲載が確定した原稿の抜刷は、当該原稿の投稿者である責任著者に 50 部を贈呈する。また、PDF 形式の抜刷も渡すが、その利用は個人的な研究目的に限る。ただし、優秀学生論文賞（樟若葉賞）受賞論文要旨については、抜刷を作成しない。
42. 通常号、特別号ともに、本誌に掲載された原稿の当該掲載号（雑誌）5 冊を、当該原稿の投稿者である責任著者に贈呈する。ただし、優秀学生論文賞（樟若葉賞）受賞論文要旨については、当該論文の著者 1 人につき、論文要旨が掲載された通常号（雑誌）1 冊を贈呈する。また、優秀学生論文賞（樟若葉賞）特選受賞論文については、当該論文の著者 1 人につき、受賞論文が掲載された通常号（雑誌）1 冊を贈呈する。
43. 特別号を企画した者には、当該特別号（雑誌）5 冊を贈呈する。
44. 特別号が本学会評議員の退職記念号の場合には、退職する当該評議員に当該特別号（雑誌）100 冊を贈呈する。
45. 通常号のミニ特集を企画した者には、当該ミニ特集が掲載された通常号（雑誌）5 冊を贈呈する。

以上